

取扱説明書

《特記事項》

・本物件に南側から入出庫する場合の侵入経路は通行許可証(以下「許可証」という。)が必要となり、警察署等への許可証の申請・発行・更新等については全て乙の責任費用負担にて行うものとし、甲及び管理会社は一切の手続きを行わない事を乙は了承の上、本契約を締結するものとする。乙の許可証未申請により警察等より取締を受けた場合、罰金その他費用・損害等が発生した場合、甲及び管理会社に対し、名目の如何に関わらず金銭その他の請求は一切行わない事を約諾する。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

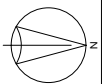
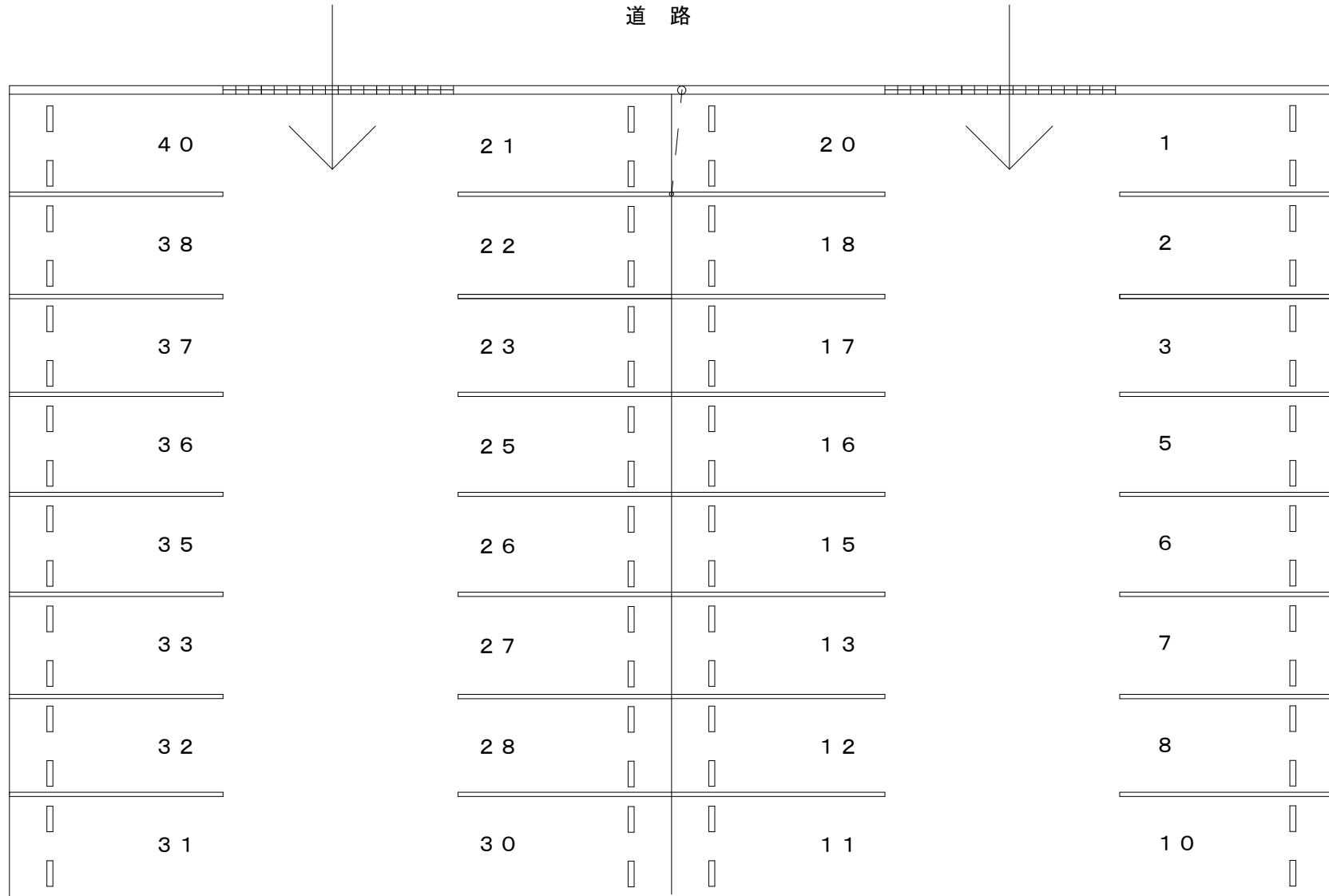
使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。
- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者の指示に従うこと。
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理(簡易な修理を除く)その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

道路



伊予鉄不動産株式会社

件名 道後樋又 杉森月極駐車場 (32台収容)

縮尺

担当者

図面名 区画図

作成日